

書画骨とう品の減価償却

Q : 応接室に絵画を購入して掛けようと思っています。絵画は全額損金処理できるのですか？

A : 書画骨とうに該当するかどうかによって取扱いが違います。

【解説】

税務では、時の経過に伴って価値の減少しない資産は、減価償却資産に該当しないとしており、その一つに書画骨とうをあげています。

書画骨とうとは、次のものをいいます。

- ① 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少性を有し、代替性のないもの
- ② 美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

しかし、実務的にはどういったものが書画骨とうに該当するかの判断が難しいことから、書画骨とうに該当するかどうかは明らかでないものについては、その取得価額が1点20万円（絵画については1号2万円）未満のものは減価償却資産として取り扱うことができるとされています。

ただし、美術年鑑等にされていて、税務上の書画骨とうに該当することが明らかなものについては、たとえそれが1点20万円（絵画については1号2万円）未満であっても、減価償却資産にはならず、非減価償却資産として扱われますので注意してください。

